警察記者クラブへも同時に資料提供しています。

令和８年 11 月 10 日
みどり保全課 鳥獣対策・野生生物グループ
担当：塩田・藤山（内線 2934）
ダイヤルイン　087-832-3212

# 狩猟解禁のお知らせ及び
# 警察・関係機関による合同パトロール実施について

## 狩猟期間について

**令和８年 11 月 15 日（日曜日）～令和９年２月 15 日（月曜日）**

ただし、農作物等への被害が大きいことから、イノシシとニホンジカに限り、狩猟期間を令和９年３月 31 日（水曜日）まで延長しています。

**狩猟事故防止のためのお願い**

・農作業やハイキングなどで野山に出かける皆さんは「わな」などの仕掛けには十分に御注意ください。また、目立つ服装をしたり、ラジオなど音の出る物を携行するなど、安全対策を心がけてください。
・土曜日、日曜日及び祝日は狩猟者が大勢入山しますので、特に注意してください。
・狩猟者の皆さんは、関係法令やマナーを守り、安全確保に十分注意してください。

## 狩猟解禁の合同パトロールの実施について

狩猟の解禁に合わせ、**関係者による合同パトロールを実施します**。狩猟期における狩猟事故防止に向けた安全狩猟の呼びかけ及び猟具の取扱いについての指導、入山者・地域住民に対する注意喚起等を行います。

**1　実施日時**

令和８年 11 月 16 日（月曜日）　午前９時頃から午前 10 時頃まで

**2　実施場所**

神内池（高松市西植田町）周辺　※広報場所

**3　参加機関**

(1) 香川県環境森林部みどり保全課（鳥獣対策・野生生物グループ、鳥獣保護管理員）
(2) 香川県警察（本部生活安全企画課、高松東警察署、猟銃安全指導委員）
(3) 一般社団法人香川県猟友会
(4) NPO 法人香川県狩猟クラブ
(5) 高松市創造都市推進局農林水産課

## 4　実施内容

(1) 狩猟者への法令順守や安全狩猟についての呼びかけ

(2) 猟具等の取扱いについての指導

(3) 鳥獣保護区等の見回り

(4) 狩猟者以外の入山者・地域住民への注意喚起

【広報場所での実施内容】

①香川県みどり保全課及び香川県警察からパトロール従事者に対して狩猟解禁によるパトロールの実施、事故防止や法令順守等の留意事項について説明

②狩猟者に対して狩猟者登録証等の携帯確認、銃砲の取扱い指導等を実施

③近隣の藤尾山鳥獣保護区に移動しパトロール

## 5　その他

(1) 取材を希望される報道関係の方は別紙１のとおり、特別養護老人ホーム「高松さんさん荘」第２駐車場に駐車後、お手数ですがパトロール開始場所にお越しください。

(2) 藤尾山鳥獣保護区の位置図等は別紙２を参照ください。

(3) 取材に際しましては、プライバシー保護の観点から、撮影時に「高松さんさん荘」職員の方など、狩猟者以外の一般の方が映り込まないよう、十分ご配慮くださいますようお願いいたします。一般の方が映り込む場合には、事前にご本人の同意を得るか、個人が特定されないよう適切な処理（ぼかし等）を施していただきますよう重ねてお願いいたします。

(4) 少雨決行。ただし、大雨警報等の発表、台風の接近など特別な理由がある場合等、止むを得ないと判断した場合は、パトロールを中止します。

(5) 中止の場合は、当日午前８時までに決定します。

## 参考

### 1　狩猟鳥獣（鳥類 26 種、獣類 20 種の合計 46 種）

| | |
|---|---|
| 鳥類（26 種） | カワウ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ、ヤマドリ（コシジロヤマドリを除く。）、キジ、コジュケイ、ヤマシギ、タシギ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス |
| 獣類（20 種） | タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン（ツシマテンを除く。）、イタチ（雄）、シベリアイタチ（旧和名チョウセンイタチ）、ミンク、アナグマ、アライグマ、ヒグマ、ツキノワグマ、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ、タイワンリス、シマリス、ヌートリア、ユキウサギ、ノウサギ |

ただし、本県では下記のとおり狩猟による捕獲制限があります。

県内一円で捕獲禁止　：ヤマドリ（亜種コシジロヤマドリを除く。）のメス、キジ（亜種コウライキジを除く。）のメス、ツキノワグマ

小豆郡一円で捕獲禁止：ニホンジカ

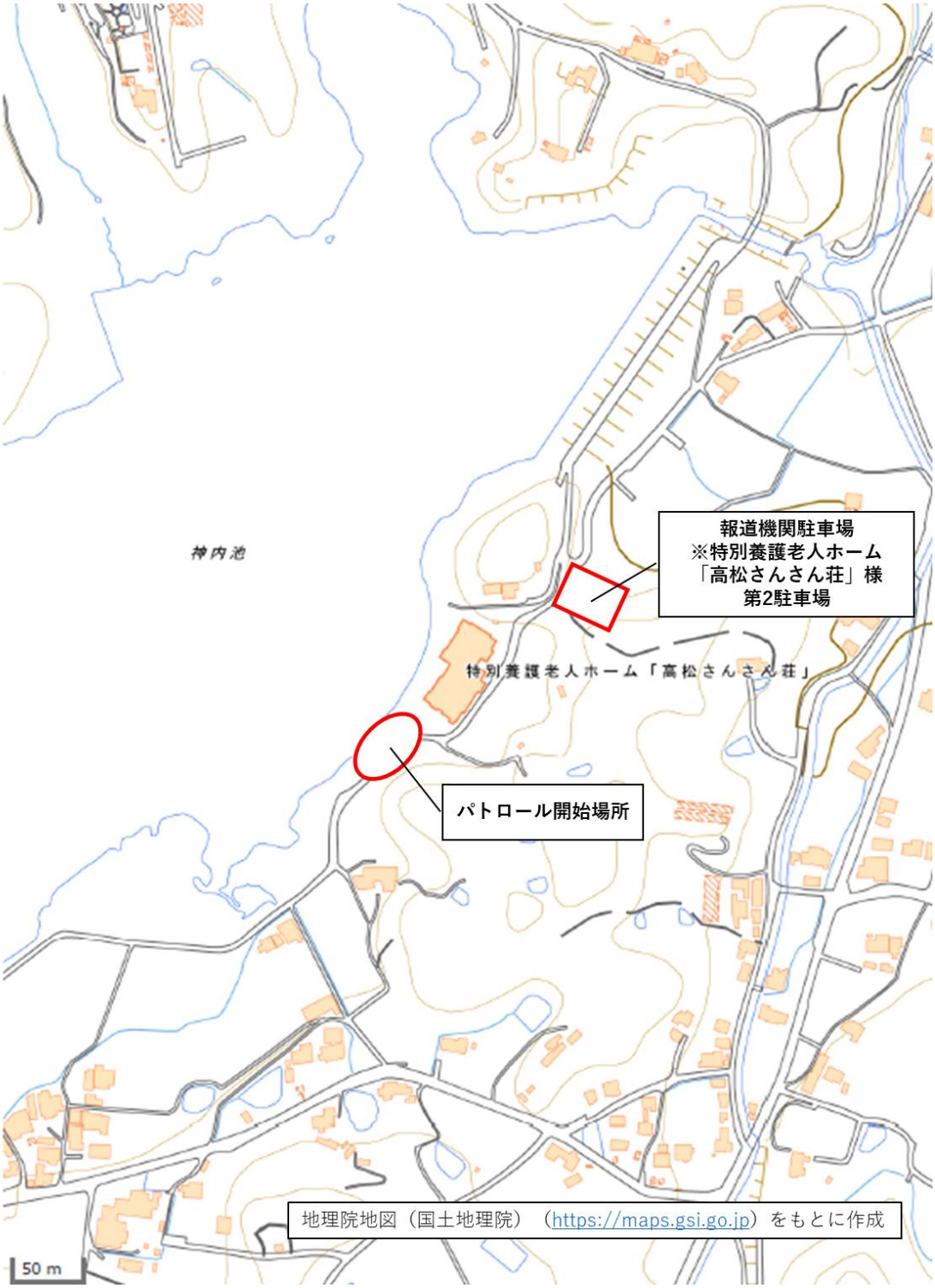
### 2　本県における狩猟者登録者数

| 区　　分 | 令和８年度 | （件）<br>うち県外<br>在住者数 | 令和７年度 | （件）<br>うち県外<br>在住者数 |
|---|---|---|---|---|
| 網猟 | 20 | - | 18 | - |
| わな猟 | 1,090 | 11 | 1,137 | 11 |
| 第一種銃猟<br>（ライフル銃、散弾銃、空気銃） | 359 | 28 | 384 | 28 |
| 第二種銃猟<br>（空気銃） | 53 | 3 | 51 | 1 |
| 合　　計 | 1,522 | 42 | 1,590 | 40 |

※令和８年度の登録者数は、令和８年 11 月６日現在

別紙１

# 報道機関用駐車場等のご案内




・特別養護老人ホーム「高松さんさん荘」様の第２駐車場をお借りしています。

別紙２

## 鳥獣保護区看板の設置位置




※赤枠内が藤尾山鳥獣保護区ですが、職員によるフリーハンドのため、実際の位置図と異なる場合があります。